

教育に関する見直し案（前回から変更なし）

（教育）

第12条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々に応じた教育及び療育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。~~また~~ **じ**、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。

解説

本条は、教育に関する規定を定めたものです。

1 第1項

本項は、小金井市条例の題名中の「共に学び」にもあるとおり、全ての子どもの育ちにおいて、多様な他者との関わりや、関係の作り方を学ぶ機会を作ることの規定です。

生活体験を共にすること、経験を豊かにしていくことで、自己を知り他者を知る機会を増やしていくことなどです。

すなわち、共に育ち合うという体験をすることは相互理解を深めるためにも必要不可欠なものであり、そのために、教育はとても重要な役割を担っています。

障害があってもなくても、共に育ちあうように工夫すると定めたものです。

「個々に応じた教育及び療育」とは、別の教育・療育を受けるということではなく、個々にある特性等に対して、それに応じた教育・療育を行うという考え方を規定しています。

その子の育ちを見ながら、その時点で何が一番必要なのかを考えていくことこそが合理的配慮と言えます。本人、家族、教育関係者による丁寧で建設的な対話により方法を作り上げていくことが大切です。

2 第2項

本項は、障害の理解と研修を進めるための規定です。

教育を推進するにあたっては、その指導者及び学校関係者や運営に関わる職員の研修が欠かせません。

児童・生徒が、共生社会についての正しい知識を身につけていくよう教育を進めるためにも、教育を担う人材に対しての研修の充実を図るよう規定しています。

障害への理解はもとより、「社会的障壁」とは何か？についても学び、大人も子供も正しい知識と正しい理解を深め考える活動(教育)の推進を進めていくことが重要です。

そして、個々の特性や実態に配慮した教育活動(個別の支援計画等)が進められることが必要になります。個々の特性に合わせ柔軟な支援と指導が進められるよう研修を充実させていきます。